

●手続き一覧表

次の様な場合、それぞれ提出する書類が異なりますので、下記をご覧頂き、忘れずに手続きいただくようお願いします。

こんなことが起きたら		必要な手続き、提出書類	備考、留意点
看護職員として県内医療機関に従事している		就業状況報告書	貸与者全員、義務年限終了まで、年2回(3月、9月)に必ず提出すること
他の病院へ就職した		看護業務従事証明書(退職先、就職先計2枚)	年2回の就業状況報告書と合わせて提出すること
義務年限を果たしてないが、県外の医療機関へ就職したい		修学資金返還明細書 看護業務従事証明書(退職先)	県外へ異動する前に必ず連絡すること
進学	看護師2年課程に進学したい	修学資金返還猶予申請書 在学証明書(進学後)	進学後は在学証明書を毎年提出すること
	大学・院等に進学したい	修学資金返還猶予申請書 在学証明書(進学後)	進学後は在学証明書を毎年提出すること
妊娠・休業・病休等	妊娠したので、産休・育休を取得したい	修学資金返還猶予申請書 産休・育休の取得期間証明書	職場から産休・育休の取得期間が分かる証明書を発行し、提出すること
	妊娠で退職し、一時休業したい	修学資金返還猶予申請書 妊娠証明書 子の戸籍抄本(出産後)	猶予期間は原則として、子の誕生日から最大1年間です。
	病気のため休職したい	修学資金返還猶予申請書 医療機関の診断書	休業が必要な期間が記載された医師の診断者を提出すること
免除手続き	義務年限を果たしたので、貸与金を免除して欲しい。	修学資金返還免除申請書	義務年限期間分の看護業務従事証明書の提出が必要となること(提出済み分は省略可) 全額免除は、学校卒業後すぐに就職し、免除対象施設で連続して義務年限以上就業することが要件となること
		看護業務従事証明書	
		免許証の写し(提出済みは省略可)	
		履歴書	
義務年限を果たしてないが、一部免除を受けたい	修学資金返還免除申請書	期間分の看護業務従事証明書の提出が必要となること	
	看護業務従事証明書	一部免除は、学校卒業後すぐに就職し、貸与期間以上、就業していることが要件となること	
	免許証の写し(提出済みは省略可)		
	履歴書		
退職時	看護職を辞め、別の職種に就業したい	修学資金返還明細書	返還は、貸与期間と同期間で返済すること
返還手続	返還中だが、返還金額を変更したい	修学資金返還方法変更承認申請書	事前に電話連絡の上、郵送(若しくは持参)で提出すること

※各個人の状況により手続きが異なる場合がありますので、詳しい手続き、不明な点については、保健医療総務課看護班の看護師修学資金担当までご連絡下さい。

(TEL:098-866-2169 FAX:098-866-2638)